

# 給付金のお知らせ

問①～③に関するご質問：社会福祉係TEL 74-8103  
 ④⑤に関するご質問：子育て支援係TEL 74-8369

物価高騰による家計の負担を軽減するため、以下の方を対象に給付金を支給します。

## ①住民税非課税世帯特別給付金

世帯人数 × 2万円

### 対象

令和7年12月1日時点で砂川市に住民登録があり、同一世帯の全員が「令和7年度住民税非課税」である世帯



①、②に  
該当しない世帯が対象

## ③高齢世帯特別給付金

世帯人数 × 1万円

### 対象

令和7年12月1日時点で砂川市に住民登録があり、同一世帯の全員が70歳以上の方で構成される世帯

## ②住民税均等割のみ課税世帯特別給付金

世帯人数 × 2万円

### 対象

令和7年12月1日時点で砂川市に住民登録があり、以下のいずれかに該当する世帯

- ・同一世帯の全員が「令和7年度住民税均等割のみ課税」の世帯
- ・「令和7年度住民税が均等割のみ課税」の方と「令和7年度住民税が非課税」の方で構成される世帯



## ④物価高対応子育て応援手当

子どもの人数 × 2万円

### 対象

令和7年9月30日時点で砂川市に住民登録があり、平成19年4月2日から令和8年3月31日に生まれた児童を養育する世帯

## ⑤子育て世帯特別給付金

子どもの人数 × 1万円

### 対象

平成19年4月2日から令和8年3月31日に生まれた児童を養育し、以下のいずれかに該当する世帯

- ・令和7年12月1日時点で砂川市に住民登録がある世帯
- ・令和7年12月2日から同8年3月31日までに砂川市へ転入した世帯

子育て世帯が対象！



※①～③、⑤は砂川市の独自政策です。

## 支給方法について

### ①～③の給付金

対象となる世帯に振込先口座などを記載した通知書を郵送し、1月下旬に世帯主の方に振り込みます。

### 《届け出が必要な方》

次のいずれかに該当する方は、1月21日(水)までに社会福祉係(13番窓口)で届け出をしてください。

- ・口座を登録、変更する方
- ・給付金の受給を辞退する方

### ④、⑤の給付金

対象となる世帯に振込先口座などを記載した通知書を郵送し、2月上旬に父母などの方に振り込みます。

### 《届け出が必要な方》

次のいずれかに該当する方は、子育て支援係(14番窓口)で届け出をしてください。

- ・口座を登録、変更する方
- ・給付金の受給を辞退する方
- ・1月1日以降にお子さんの出生届や転入届を提出した方